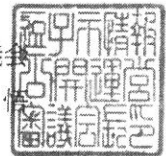




3 逗 情 公 運 発 第 1 号
2021 年（令和 3 年） 4 月 6 日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市情報公開運営審議会
会 長 関 根 進



広報誌「広報ずし」について（意見）

逗子市情報公開条例（以下「本条例」という。）第 22 条は、情報公開の基本原則の一つである情報提供の推進をさらに実効性を持たせるための方策として、具体的な情報提供の推進について平成 16 年に新たに追加された規定です。

市の重要な施策に係る条例の制定及び計画の策定に関する情報、予算に関する情報、市民生活に影響を与える手数料等の公共料金に関する情報等については正確でわかりやすく市民に提供できるよう努めなければならないとされ、市民が必要とする情報を的確かつ容易に利用できるよう広報誌等の改善に努めなければならないとされています。

広報誌等による情報提供は情報公開制度上の重要な事項であるとの観点から、広報誌等の改善について、当審議会は独自に調査し、意見を述べることができるとされており、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、「広報ずし」について担当所管である企画課からの説明を受けるとともに、意見交換を重ねてきました。

情報機器の急速な発展等に伴い、情報提供の仕組みも変わってきていますが、「広報ずし」は全戸配布されており、市民が毎月受動的に市の情報を得ることができる媒体です。

平成 29 年度逗子のまちづくりに関するアンケート調査における「あなたは市の情報を何から得ていますか」の質問に対し、「広報ずし」との回答が各年齢層において 1 位を占めていることから市の情報を受け取るための手段として活用されていることがわかります。

市民へ情報を直接伝え、情報を共有することのできる有効な手段であり、後述のシビックプライドの醸成にも大きな役割を担っていると考えることから、今回は「広報ずし」に絞り、当審議会としての意見を提出することとしました。

企画課から示された「広報ずし」の役割については「行政情報をわかりやすく届ける」「市民がまちづくりに参加するきっかけを提供する」「シビックプライドを醸成する」の 3 つであり、それらを踏まえ検討し、本条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を提出します。

1. 「広報ずし」の構成、内容について

「広報ずし」については企画課職員より誌面のデザイン等も職員が担当し、毎月限られた

時間の中で掲載内容の編集にあたっているとの説明を受けました。

現在の「広報ずし」は以前に比べ大変読みやすくなっており、幅広い層において市の情報を得る手段として活用されており、当審議会でも高く評価している委員もいます。

しかし最近では写真が多く掲載され、そのことにより文字による情報量が少なくなっていると感じている委員もいます。効果的に写真を配置することの必要性は理解できますが、文字でないと伝わらない情報もあります。

一方、必要以上に情報が増えたり、内容が難しくなったりすると、かえって市民に伝わりづらくなってしまいます。市民の注意・関心を引き、行動を起こしてもらうようわかりやすく正確に伝えるためには、適切な文字量・表現について工夫が必要と考えます。

また、パブリックコメントの募集、各審議会等の開催予定や市民委員・市民メンバー募集の記事などは2色対応で目立たない掲載となっており、「市民がまちづくりに参加するきっかけを提供する」役割の観点からも全体のレイアウトにも配慮が必要です。

検討の中では、市民が本当に知りたい情報が「広報ずし」により提供されているのか疑問があるという意見も出ました。これは平成29年11月号の緊急財政対策についての突如の記事、また、1年後の平成30年11月号の「財政危機を乗り越え安定性を回復」の記事を目にしての意見です。選挙を控えた時期の平成30年11月の記事には違和感を抱いた市民がいたことは否めません。

広報誌には行政により選択された情報が行政の判断で提供されるのであるから、ただ情報を掲載すればよいのではなく、何を伝えるために掲載されているのかが市民に伝わらなければならない、情報が正確に伝えきれていないとすれば、誤解を生じ、場合によっては行政への信頼を失うきっかけともなりかねません。

その情報がどのように受け止められるのかなど、情報を受け取る側の目線に立った広報誌づくりを心掛けていただきたいと思います。

なお、誌面には限りがあるため、現在も取り組まれている二次元コード掲載のほか、ホームページアドレスの記載などを加え、市民が更に詳しい情報へと到達できるための工夫を今後も検討されることを希望します。

2. シビックプライドの醸成について

シビックプライドとは市民の誇りを示す言葉ですが、単に地域に対する愛着を示すだけでなく、自分自身がかかわって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、その醸成には広報ずしが大きな役割を担っていると考えます。

例えば、ふるさと納税制度について委員間でも意見交換の機会がありましたが、返礼品目当ての寄付が主流になってしまうことにより、本来市民サービスに充てるべき市税が流出しているという実態について、広報誌等に掲載することにより、市民が当事者として意識を持つことができます。

前述のアンケート調査では、9割の方が返子市に愛着を感じていると答えています。

逗子市の魅力や暮らしやすさのみの発信だけでなく、市の抱えている課題や今どのようなことに力を入れているのかなどを伝えることにより、市民がまちづくりについての認識を深め、まちづくりに積極的に参画することができると思います。このような観点からも広報内容を検討され、シビックプライドの醸成につなげられることを期待します。

3. 広報誌への市民参加について

近年、行政からの情報伝達だけにならないよう工夫をした住民参加型の広報誌が増え、逗子市においても市民が主役の広報誌として市民に親しまれる広報を目指し対応されているところですが、市民ニーズに合ったタイムリーな情報を把握するためにも、例えば市民モニターなど市民の意見を積極的に取り入れる仕組みを検討されるよう希望します。